

2 地球温暖化対策の現状と課題

1 地球温暖化問題

近年、二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に大量に排出されることなどによる地球温暖化が進行し、異常気象や海面の上昇など、気候変動による影響は既に世界各地で顕在化しており、地球環境への深刻な影響が懸念されている。

さらに、今後も、豪雨などの異常気象の増加や生態系への悪影響の拡大、食糧生産への影響、感染症による被害の拡大など、人間の健康や経済社会活動への広範かつ深刻な影響が予測されており、地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる最も重要かつ緊急課題の一つとなっている。

2 国際的な取組

こうした地球温暖化問題に対し、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させること」を究極的な目的とする「気候変動枠組条約」が平成4（1992）年に採択され、地球温暖化の防止に向けた国際的な取組が進められている。

その目的を達成するための第一歩として、平成9（1997）年12月に京都で開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）において先進国の温室効果ガスの排出量に関する法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「京都議定書」が採択され、平成17（2005）年2月に発効した。

「京都議定書」の発効により、温室効果ガスの排出量を第1約束期間（2008年～2012年）において、先進国全体で基準年である平成2（1990）年比で5%削減する法的拘束力が発生し、国際的な取組が更に進展している。

3 我が国の取組

「京都議定書」では、我が国は、第1約束期間（2008年～2012年）において、温室効果ガス排出量を基準年である平成2（1990）年比6%削減する法的義務が発生した。

このため、政府では、「京都議定書」の6%削減約束を確実に達成していくため、「地球温暖化対策推進法」に基づき、「京都議定書目標達成計画」を閣議決定（平成17（2005）年4月）し、総合的な対策を推進している。

4 京都府の取組

京都府においても、平成11（1999）年3月に現行計画である「京と地球の共生計画－地球温暖化対策推進版」を策定し、温室効果ガス削減の数値目標（▲8%）を掲げ、日常生活や事業活動における省エネルギー対策や自動車交通対策など、様々な地球温暖化対策を積極的に推進してきている。

また、平成14（2002）年度からは、当面の重点対策をとりまとめた「地球温暖化対策プラン」（平成14（2002）年度策定、平成16（2004）・17（2005）年度改訂）に基づき、府内の地球温暖化対策の中核的支援機関となる「京都府地球温暖化防止活動推進センター」の設立や地域での活動のリーダーとなる「京都府地球温暖化防止活動推進員」の設置（168名）をはじめ、「京都エコエネルギープロジェクト」や「風のプロジェクト」等のモデル事業の推進など、更に先進的な地球温暖化対策に取り組んできているところである。

その結果、府内各地域では、府民や事業者、環境保全活動団体、市町村等において、地球温暖化防止の取組が着実に進展してきており、府内における温室効果ガスの排出量も、平成14（2002）年度においては、基準年度である平成9（1990）年度と比べ約3.5%減少するなど、一定の成果をあげてきている。

さらに、平成17（2005）年12月には、京都議定書誕生の地にふさわしい脱温暖化社会の実現をめざし、温室効果ガス削減の当面の数値目標（▲10%）を掲げるとともに、13分野におよぶ総合的な対策を盛り込んだ「京都府地球温暖化対策条例」を制定した。（平成18（2006）年4月施行）

今後、条例の究極目的である脱温暖化社会の実現に向け、その第一歩となる温室効果ガス削減の当面の数値目標（▲10%）を確実に達成していくためには、条例の円滑かつ効果的な推進を図るとともに、部門別の削減目標の設定や推進体制の整備、進行管理の徹底等を図る観点から、現行計画（「京と地球の共生計画－地球温暖化対策推進版」）を見直し、より総合的かつ計画的な地球温暖化対策を更に推進していく必要がある。